



議案第六号

下畑地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の

時期及び方法について

次のとおり下畑地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和六十一年一月二十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年五月廿日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 事業の名称及び工事名 ほか場整備事業 下畑地区ほか場整備工事
- 二 施行場所 三朝町大字下畑地内
- 三 経費の賦課基準 事業費の三〇パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期 各年度毎に工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。